

# 店頭外国為替証拠金取引に関する確認書 (個人のお客様)

- ライブスターFX -

 livestar Securities Co., Ltd.

商号：株式会社ライブスター証券（金融商品取引業者） 登録番号：関東財務局長（金商）第8号  
加入協会：日本証券業協会、一般社団法人 金融先物取引業協会

お客様(以下、私)は、株式会社ライブスター証券(以下、貴社)から店頭外国為替証拠金取引「ライブスターFX」(以下、本取引)に関する各種説明書を受領し、当該取引の内容について十分理解し、私の判断と責任において当該取引を行います。

「店頭外国為替証拠金取引に関する確認書」は、貴社が取扱うサービス「ライブスターFX」のリスクに関する私の理解度を確認いただくとともに、取引口座開設にあたって私の適合性を審査いただくものです。

従って審査結果によっては、口座開設が出来ない場合があることを了承致します。

1. 私は、ライブスターFXが店頭外国為替証拠金取引であり、レバレッジ効果によって大きな利益を得る機会があると共に、証拠金の元本保証がされていないこと及び投資金額以上の損失を被る可能性があることを理解しています。
2. 「店頭外国為替証拠金取引に係るご注意」・「店頭外国為替証拠金取引説明書(個人用)」・「店頭外国為替証拠金取引約款・規程集(個人用)」等の内容について熟読の上、理解しています。
3. 私は、損失拡大を防ぐため、自動決済(ロスカット)されることを理解しています。また、ロスカット値は商品別に異なることを理解しています。
4. 私は、仮に10万米ドルの取引を行った場合、為替相場が1円変動することにより10万円の為替差損益が発生することを理解しています。
5. 「ライブスターFX」は私と貴社との相対取引であり、為替レートが他の情報(テレビやインターネット等)とは必ずしも一致しないことを理解しています。
6. 私は、ライブスターFXで取引を行うにあたり、「店頭外国為替証拠金取引説明書(個人用)」内の「リスクについて」が全てのリスクであるとは限らないことを理解しています。
7. 私は、以下の(1)及び(2)をそれぞれ確約します。
  - (1)現在、暴力団員・暴力団準構成員・総会屋等の反社会的勢力に該当せず、かつ将来にわたっても該当しない。
  - (2)自ら又は第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動をし又は暴力を用いる行為、風説を流布し偽計を用い又は威力を用いて貴社の信用を毀損し又は貴社の業務を妨害する行為等を行わない。

なお、(1)のいずれかに該当し、若しくは(2)のいずれかに該当する行為をし、又は(1)に基づく確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、取引が停止され、又は通知によりライブスターFX口座が解約されても異議申し立てをいたしません。また、これにより損害が生じた場合でも、すべて私の責任といたします。

8. 私は、貴社から電磁的方法により、書面の交付を行うことに同意します。
9. 私は、本取引が金融商品取引法において不招請勧誘禁止の対象となっている店頭デリバティブ取引であるため、貴社がお客様より事前に要請がない限り訪問・電話による勧誘ができない取引であることを理解しています。
10. 私は、本取引が、証拠金の額を上回る取引を行うことができることから、大きな損失が発生する可能性を有し、また、その損失が差し入れた証拠金の額を上回る場合があることを理解しています。
11. 私は、取引内容に関する確認・相談や苦情、またトラブル等は、金融ADR機関（特定営利法人 証券・金融あっせんセンター）における苦情処理・紛争解決の枠組みが利用可能であることを理解しています。